

2013年2月27日

岐阜県中小企業団体中央会
会長 辻正様

日本労働組合総連合会
岐阜県連合会（連合岐阜）
会長



2013年春季生活闘争に関する要請書

平素は連合岐阜の活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本経済は政権交代による経済対策で、株高・円安傾向にあるものの、物価上昇や TPP 参加など次なる課題が山積しており予断を許さない状況にあります。

また、バブル崩壊後の20年余りで働く者の賃金は大きく低下し、非正規雇用への置き換えが進み不安定雇用が急増しました。そして、年収200万円以下で働くワーキングプアと言われる層は1,100万人近くにおよび、生活保護受給者は210万人以上になり、自殺者は14年連続で3万人を上回っています。こうした社会の不安定化は国民の生活のみならず、人生設計にまで影響を及ぼしています。

こうした中で、取り組む2013年春季生活闘争は、すべての働く者がディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現できるように、『「傷んだ雇用・労働条件」の復元』に向け全力を尽くしていくことを掲げています。

連合岐阜は、本部方針を基本に、地域のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、県内のすべての働く者に焦点をあて、雇用の安定、公正分配、格差是正と処遇改善及び法令遵守に向け、以下の事項について要請します。

つきましては、貴組織の各団体・企業に対し指導と周知を行っていただくようお願いいたします。

記

1. 雇用の安定・創出について

- (1) 「雇用の安定と創出こそが、デフレ脱却の鍵である」ことをあらためて労使共有の認識とし、雇用の維持・安定、特に非正規から正規への転換促進など、不安定雇用の積極的な解消に向けて取り組まれるよう、指導と呼びかけをすること。
- (2) 希望者全員が65歳まで働き続けられる職場環境を整備するとともに、引き続き、若年者への就職機会の拡大と円滑な就労促進に向け、積極的に取り組むこと。
- (3) 4月からの障害者法定雇用率の引き上げに伴い、県内の達成企業割合が減少するようなこととならないよう、しっかりとした対応と指導、呼びかけをすること。

2. 労働条件の復元・格差是正（すべての労働者の処遇改善）

- (1) 「人」への投資は、コストのみで考えるべきものではなく、生産性の向上と将来への成長の源泉として、また、可処分所得が減少し続ける中で、労働者の厳しい生活実態も認識をいただき、賃上げ・労働条件の回復に向けて、1%を目安に適正な配分がなされるよう、指導すること。
- (2) 私たち連合は、2013春季生活闘争において「傷んだ雇用と労働条件」の復元を目指しています。正規、非正規に関わらず、同一価値労働同一賃金を原則に、すべての働く人たちの処遇改善に向け、積極的に取り組むこと。
- (3) 中小・地場企業において、従業員の労働意欲や帰属意識の高揚、企業の生産性向上につなげるためにも、経験や能力、貢献などに連動した適正な賃金制度の確立や労使協議の充実に向けて、指導と呼びかけをすること。（再掲）
- (4) 全従業員を対象とした企業内最低賃金協定の締結に向け、積極的に取り組むよう、指導と呼びかけをすること。（再掲）

3. 法令の遵守について

- (1) 労働基準法をはじめとする労働関係法令の遵守はもとより、今年4月から改正・施行される、労働者派遣法・労働契約法・高齢者雇用安定法に対し、適正な対応が図られるよう、指導と周知をすること。

4. ワーク・ライフ・バランスの実現について

- (1) それぞれの産業実態を踏まえた上で、総実労働時間の短縮、時間外・休日労働の割増率の引き上げなどについて、ワーク・ライフ・バランスの実現と法令遵守の観点から、適切な指導と周知をすること。
- (2) これまで取り組んできた「はつらつ職場づくり宣言」の推進について、引き続き積極的な取り組みが行われるよう、指導と呼びかけすること。

5. 男女平等社会に向けた取り組みについて

- (1) 改正育児・介護休業法において、これまで適用除外であった従業員100人以下の企業においても、①短時間勤務制度の義務化、②所定外労働免除の義務化、③介護休暇の制度化、が2012年7月1日より全面適用されています。職場生活と家庭生活が両立できるよう、職場風土改革と職場環境の整備を図ること。
- (2) 配置や職務内容が男女で異なり、結果として女性の昇進・昇格が遅れることなど、男女間の賃金格差の背景と状況を点検し、女性に対する研修の実施や女性の少ない部署への優先配置など、積極的な差別是正措置（ポジティブ・アクション）手法による改善をはかること。

以上